

## 高等学校等就学支援金制度

### 1 制度の概要

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるための就学支援金を支給する。(全額国費負担)

就学支援金は、親権者(保護者等)の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度。保護者等に現金が支給されるものではなく、返済の必要もない。

### 2 支給対象となる者

府教委の所管は、府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する者。

平成26年度の入学生から対象 ※学年進行

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高校等を卒業し又は修了したことがない者
- (3) 高校等に在学した期間が通算して36月を超えていない者  
(定時制課程・通信制課程については48月)
- (4) 保護者等の課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除額(政令指定都市に納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額)で計算される算定基準額が30万4,200円未満の者(父母ともに所得がある場合は父母両方の合算額)

### 3 就学支援金の額(公立は国基準どおり)

就学支援金は、受給資格認定を受けた者が、その初日において学校に在学する月について、月を単位として支給され、その額は、一月につき、当該支給対象学校の授業料の月額に相当する額(その額が政令で定める支給限度額を超える場合には、支給限度額)とされている。

### 4 支給事務の流れ

- (1) 認定申請 ※入学年度の4月  
申請書に個人番号カード(写)等を添付して、学校を通じて施設財務課へ申請する。  
この申請により受給資格と、1年生の4～6月分の支給について判定。
- (2) 収入状況届 ※各学年の7月  
受給資格の継続を希望する者は、生活保護受給証明書等を添付して提出する。  
この届出により7月～翌6月分の支給について判定。
- (3) 審査結果は、施設財務課から学校を通じて生徒に対し通知する。
- (4) 就学支援金を授業料に充てることで、生徒から授業料を徴収しない。  
(生徒や保護者等に現金が支給される制度ではない。)